

「(仮称) 熱海南太陽光発電事業環境影響評価準備書」

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事案の実施までに相当の期間を要することから、対象事業実施区域の社会環境・生活環境又は自然環境の変化状況を踏まえ、必要に応じて適切に計画を再検討するなど、太陽光発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるようにすること。
- (2) 本事業の実施に関しては、周辺住民及び農業従事者等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めること。
- (3) 本事業の実施に関しては、農業用水への影響のみならず、森林施業、森林環境保全等についても適切な措置を講ずること。
- (4) 調整池及び排水ルートについては、各管理者と協議すること。